

令和 5 年 度

鳴門市国民健康保険運営協議会議案書

(追 加 資 料)

【 その他の報告 】

- (1) 産前産後期間の国民健康保険料の免除措置について
- (2) 国民健康保険法施行令の一部改正について
- (3) マイナンバーカードと被保険者証の一体化について

【その他の報告】

(1) 産前産後期間の国民健康保険料の免除措置について

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月19日に公布されたことに伴い、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険料(所得割額及び均等割額)を免除する措置を講じるものです。

<対象者>

令和5年11月1日以後に、出産予定又は出産された国民健康保険の被保険者

<免除対象期間>

令和6年1月以降で、次に掲げる期間。

- ① 出産予定日又は出産日の属する月を2月目として、前後4か月間。(単胎妊娠)
- ② 出産予定日又は出産日の属する月を4月目として、前後6か月間。(多胎妊娠)

<免除対象の国民健康保険料>

対象者に係る所得割保険料及び被保険者均等割保険料

(2) 国民健康保険法施行令の一部改正について

「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)の一部を改正することとされました。

① 国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額(支援分)に係る

賦課限度額の引き上げ(令和6年4月1日から施行)

国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額(支援分)に係る賦課限度額を、22万円から24万円に引き上げることとしたこと。

○賦課限度額(支援分)の引き上げ

[現行] 賦課限度額 104万円

(医療分 65万円、後期支援金分 22万円、介護分 17万円)

[改正後] 賦課限度額 106万円

(医療分 65万円、後期支援金分 24万円、介護分 17万円)

なお、医療分・介護分については、現行のままとなります。

低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する

所得基準額の引き上げ(令和6年4月1日から施行)

低所得者に対する軽減措置に係る応益分保険料(均等割、平等割)を軽減する所得判定基準を、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を53万5千円から54万5千円に、それぞれ引き上げることとしたこと。

○所得判定基準の引き上げ

5割軽減 [現 行] 43 万円 + 29 万円 × 被保険者数※
[改正後] 43 万円 + 29.5 万円 × 被保険者数※

2割軽減 [現 行] 43 万円 + 53.5 万円 × 被保険者数※
[改正後] 43 万円 + 54.5 万円 × 被保険者数※

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

(3) マイナンバーカードと被保険者証の一体化について

・令和5年6月2日

健康保険証とマイナンバーカードの一体化などを盛り込んだ、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(マイナンバー法)」が成立しました。

・令和6年4月1日

本市の国民健康保険証の有効期限は、従来と異なり、令和7年12月1日まで延長したいと考えております。

従	来	：	4月1日から	3月31日までの1年間
今	回	：	4月1日から	令和7年12月1日までの1年8カ月1日

・令和6年12月2日

改正マイナンバー法が施行され、これまでの紙タイプの国民健康保険証の有効期限は最長で令和7年12月1日までとなり、12月2日以降は、マイナ保険証へ移行することとなりました。なお、マイナ保険証がない方には、「資格確認書」を交付する予定です。